

所定疾患施設療養費算定状況について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。当施設では、厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況をホームページにて公表いたします。

所定疾患施設療養費(II)について

- 対象となる入所者の状態
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・帯状疱疹
 - ・蜂窩織炎
 - ・慢性心不全
 - 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に算定する。また、1回に連続する10日を限度として、月1回に限り算定。
 - 診断名・診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載。
 - 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。

令和6年度所定疾患施設療養費算定状況